



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) Web京都消防平成28年12月号

## Web京都消防平成28年12月号

ページ番号 207741

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2016年11月28日



画・書 由里本 出 氏 (日展会員)

[Webアルバム \(写真ページ\) の一括ダウンロードはこちら!](#)

[記事ページの一括ダウンロードはこちら!](#)

### 12月号目次

1	Webアルバム	
2	庶務課通信	消防団の現状と課題 <span style="float:right">庶務課</span>
3	予防タイムズ・リターンズ	危険物施設の位置、構造及び設備 <span style="float:right">予防部</span>
4	調査マンへのメッセージ	あなたの家庭に潜む危険? ~リコール製品の情報に気を付けて~ <span style="float:right">調査課</span>
5	わが社の防火防災自慢	「秘すれば花」のために <span style="float:right">京都嵐山温泉 花伝抄 総支配人 関口 洋輔 氏</span>
6	担当区ぐグット紹介	北区 上賀茂学区 <span style="float:right">北消防署 第三部 第1消防隊</span>
7	ザ☆消防	「良い出会いは人を変える」 <span style="float:right">中京消防署 壽 和也</span>
8	あの日あの頃	春夏秋冬 <span style="float:right">下京消防署 尾野 清香</span>

次回更新は平成29年1月4日です!

#### お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課  
 電話: 075-682-0119  
 ファックス: 075-671-1195

#### 区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

閉じる



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年12月号](#) 平成28年12月号 庶務課通信

平成28年12月号 庶務課通信

ページ番号207751

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

ツイート

シェア

2016年12月1日



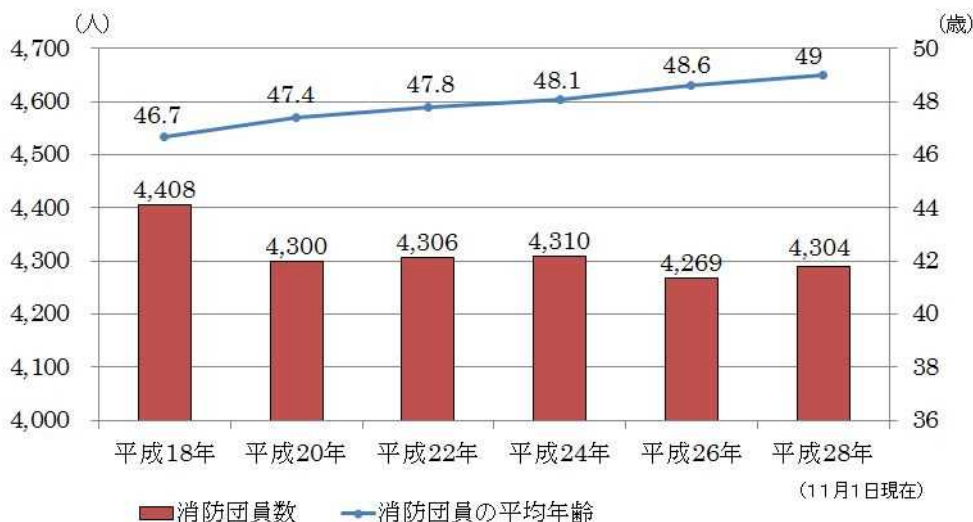
＊ 消防団の現状と課題 ＊

全国的に消防団員は減少しており、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっています。  
 京都市においても消防団員の減少と高齢化が進んでおり、定員4,970名に対し4,304名(平成28年11月1日現在)と充足率は86.6%となっており、消防団員の確保が喫緊の課題となっています。

1 消防団員の減少と高齢化

10年前には4,408人であった消防団員数は、平成28年11月1日現在と比較すると104人減少しています。

また、消防団員の平均年齢は緩やかに上昇を続けており、平成28年11月1日現在で49.0歳と、10年前の46.7歳と比較して、2.3歳上昇しています。



2 女性消防団員の増加

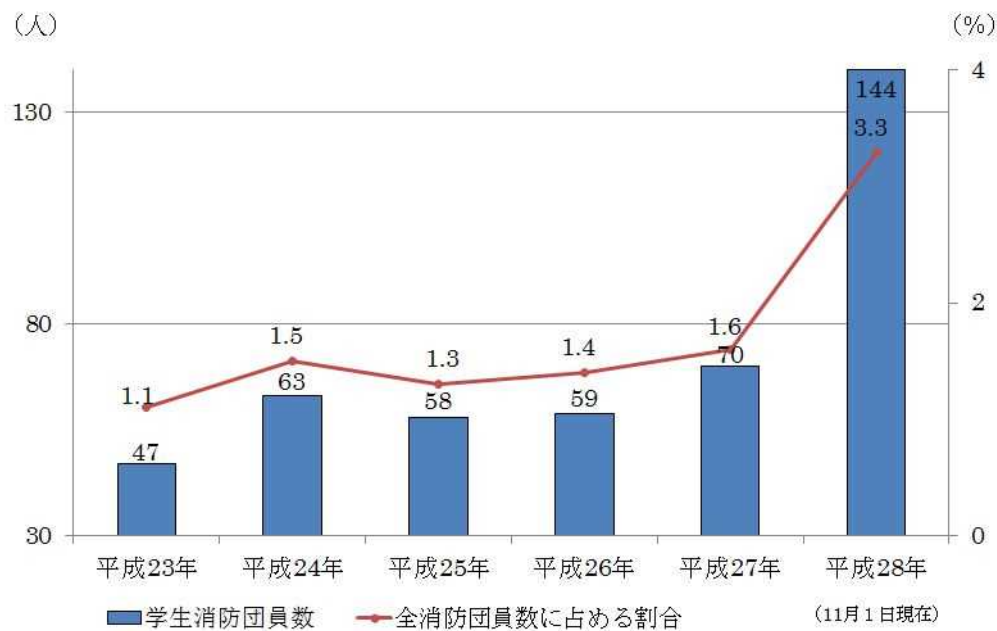
消防団員数が減少傾向にある中、女性消防団員数は増加傾向にあり、10年前には全消防団員数に占める割合が6.8%であったのが、現在は8.7%を占めるまでになり、374名となっています。(平成28年11月1日現在)。



### 3 学生消防団員の増加

消防団員数が減少傾向にある中、学生消防団員数は増加傾向にあり、5年前には47名であったのが、現在は144名と約3.0倍となっています。(平成28年11月1日現在)

京都市は「大学のまち・学生のまち」であり、たくさんの学生が集まるまちですので、更なる入団促進に取り組んでいく必要があります。



## ＊ 消防団の充実強化に向けた京都市の最近の取組 ＊

### 1 消防団への加入促進

#### (1) 報酬制度の創設(平成27年度)

これまで消防団員には、活動を行うために要した費用の弁償として手当を支給してきました。消防団等充実強化法では、報酬の支給についても規定されたことから、条例を改正し、平成27年度から報酬の支給を開始しました。

【年額報酬】

(単位:円)

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
金額	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500

(2) 消防団員の入団要件の緩和(平成27年4月1日施行)

消防団の任用資格を定める条例を改正し、市内に在学している学生が入団できるようにしました。

(改正前)→「当該消防団の区域内に居住し、または勤務する者」

(改正後)→「当該消防団の区域内に居住し、勤務し、又は通学する者」

(3) 消防団充実強化実行チームの結成

平成25年度に開催した35歳以下の若手消防団員が今後の消防団について議論する「消防団100人委員会U-35」における意見を具体化するため、平成26年4月に有志の消防団員67名が集まり、「消防団充実強化実行チーム」を結成しました。同委員会でも多く意見が出された「広報」、「交流」、「教育」に関するテーマごとに3つのチームに分かれ、消防団員が様々なプロジェクトを企画立案し、実現に向けて取り組んでいます。

平成28年4月からは、第3期消防団充実強化実行チームとして85名の消防団員が活動しています。

ア 広報チームの平成28年度の取組

- ・フェイスブックページ「おこしやす消防団」の充実
- ・大学生等をターゲットにした消防団入団促進活動の実施【新規】
- ・消防団員のための広報誌作成にかかる研修会の実施【新規】
- ・消防団をアピールするラインスタンプの作成【新規】



【グループミーティングの様子】



【平成27年度に作成した広報媒体】

イ 交流チームの平成28年度の取組

- ・消防団フェスタの開催 平成28年11月27日 左京区 岡崎公園



【消防団フェスタの様子】

ウ 教育チームの平成28年度の取組

- ・団員教育用ホームページへ掲載する動画の作成、追加  
(小型動力ポンプ操法実施要領の詳細版、応急手当)
- ・応急手当の出前教養の実施



【平成26年度消防団員教育用ホームページを開設】

#### (4) 消防団防災ハイスクールの開始

平成23年度から高校生を対象に実施していた「消防団一日体験入団プログラム」を参加者の増加を図るため刷新し、平成27年度から消防団員が地元の高等学校に出向き、高校生に消防団活動の説明や放水訓練指導等を通して、消防団活動に理解を深めてもらうとともに、消防団への入団促進を図る取組です。平成27年度は16校で実施し、3,399名が参加しました。



【平成27年度に実施した防災ハイスクールの様子】

#### (5) 京都市学生消防団活動認証制度の開始

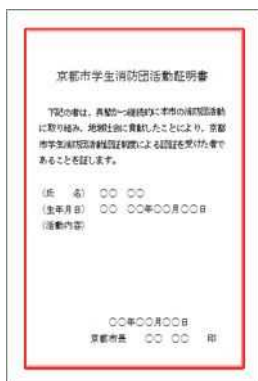
平成27年度から、大学等に通学しながら消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した学生の功績を認証する「京都市学生消防団活動認証制度」を開始しました。

認証を受けた学生には、企業等に提出するための「京都市学生消防団活動証明書」を交付し、就職活動を支援します。

##### 【認証対象者】

次のいずれかに該当していることが必要です。

- ・在学中に本市の消防団員として1年以上勤務し、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した現役の消防団員
- ・大学等の在学中における本市の消防団としての活動について、特に功績があると認められた者



【証明書】

#### (6) 京都市消防団協力事業所表示制度の開始

平成26年10月から事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められるとともに、事業所による消防団活動

への協力を促進し、消防団員の確保を図ることを目的として、「京都市消防団協力事業所表示制度」を開始しました。平成28年11月1日現在で85事業所を認定しています。

【認定の要件】

- 消防関係法令上の違反がなく、かつ、次の要件のいずれかに適合することが必要です。
- ・2名以上の従業員が消防団に入団しており、かつ、消防団活動に配慮している事業所等
  - ・事業所等の資機材等を活用する機能別分団に従業員が入団している事業所等
  - ・その他市長が特に消防団活動に協力していると認める事業所等



【消防団協力事業所表示証】

(7) 市内経済団体への協力要請

消防局長が市内の経済団体を訪問し、消防団の充実強化に向けた協力を要請しました。

【要請先】

平成27年6月17日 京都経済同友会、京都商工会議所

平成27年6月25日 京都工業会

平成27年6月30日 京都経営者協会

平成27年7月8日 京都府中小企業団体中央会

【要請内容】

- ・ 事業所の従業員の消防団への加入
- ・ 学生消防団活動認証制度の事業所への周知
- ・ 消防団協力事業所表示制度の事業所への周知



【京都商工会議所・山下常務理事】

2 消防団の活動体制の充実

(1) 消火活動能力の向上

- ・平成27年度から京都市消防団総合査閲において放水訓練を開始しました。
- ・平成28年7月から分団単位で消防活動総合センターを活用した訓練を実施していただけるようにしました。



(2) 水災活動能力の向上

- ・全消防団員に救命胴衣の配備完了(平成26年6月)
- ・警防教育に水災課程を新設(平成26年8月～)
- ・希望する分団へ土のうを配備(平成26年10月～)
- ・予備活動服の運用開始(平成27年5月～)



(3) 活動報告書の電子化

消防団パソコンにより消防団日誌等を作成し、メールで提出するシステムを構築。  
平成27年度に運用を開始しました。

**最後に**

今後も地域防災の担い手である消防団員の確保に向け、様々な取組を実施してまいりますので、御協力をお願いいたします。



**お問い合わせ先**

京都市 消防局消防学校教養課  
電話:075-682-0119  
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)





## 平成28年12月号 予防タイムズ・リターンズ

ページ番号207754

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年11月28日



後輩:先輩!危険物施設について教えてほしいのですが。

先輩:君は初めて危険物担当となったんだね。一体、何が分からないんだ?

後輩:先ほど危険物施設を保有している事業所の方が相談に来られて、先輩は「消火設備は、消防法(以下「法」という。)第10条に基づいて設置される。」と指導していたのですが、法第17条の間違いないですか?

先輩:なんだ、そのことか。よし、危険物施設の位置、構造及び設備について分かりやすく説明してやろう。

後輩:いえ、消火設備について聞きたいのですが……。

#### ◆ 位置、構造及び設備の基準の法令体系

先輩:まず、危険物施設の位置、構造及び設備については、**法第10条第4項**に定められているんだ。条文を読んでみなさい。

後輩:「**製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。**」と記載されています。

先輩:そうだな。知っていると思うけど、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、許可が必要になる。当然のことだが、危険物施設において許可を受けるには、この法第10条第4項で定められた技術上の基準を満たしたものでなければならないんだ。

後輩:はい、以前先輩に教わりました。では、技術上の基準というものはどのようなものなんですか。

先輩:具体的にはあとで説明するので、まず法令のどこに定められているかを見ておこうか。技術上の基準を定めている政令というのは、危険物の規制に関する政令(以下「危政令」という。)の**第3章の製造所等の位置、構造及び設備の基準**の部分を指すんだ。その中で製造所、貯蔵所、取扱所の各施設の区分によって、**危政令第9条から第19条に、施設ごとの位置、構造及び設備の基準**が定められているわけだ。

後輩:そうか。例えば、製造所でしたら危政令第9条の基準を満たしていれば、許可を受ける要件を満たした施設となるわけですね。

先輩:そうだ。と言いたいところだが、それだけでは不十分だ。

施設ごとの位置、構造及び設備の基準は危政令第9条から第19条によって定められているわけだが、危政令第20条から第23条における**基準も満たさなければならない**。このうち**危政令第20条から第22条は、消火設備、警報設備及び避難設備の基準**が定められているんだ。ちなみに、危政令第23条は位置、構造及び設備の基準の特例について定められている。

話を戻すと、つまり、危険物施設における消火設備の基準は、法第10条第4項によって定められてい

ることになる。

後輩: そうだったんですね。

### 危険物施設の位置、構造及び設備の法令体系



### ◆ 危険物施設の位置、構造及び設備の基準

先輩: 続いて製造所と一般取扱所の位置、構造及び設備の基準を説明しよう。

後輩: 製造所は危険物を製造する施設、一般取扱所は給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所以外の取扱所ですね。

製造所の基準は危政令第9条、一般取扱所の基準は危政令第19条に定められていますが、どうして製造所と一般取扱所の基準からなんですか。

先輩: 製造所は、危政令で最初に基準が定められている危険物施設だ。そのため、他の危険物施設において、基準が準用されている項目が多いんだ。その例として、一般取扱所が挙げられる。

後輩: 確かに、一般取扱所の基準の危政令第19条第1項には「第9条第1項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。」と定められています。

先輩: そうだ。つまり、危政令第19条第1項の一般取扱所の基準は、製造所の基準と同じということだ。

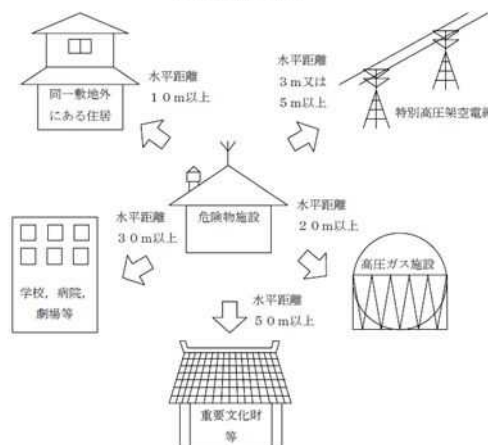
後輩: なるほど。それで、具体的にはどのような基準がありますか。

先輩: 順番に見ていこう。まず、位置の基準の一つ目の保安距離だな。

保安距離は、危険物施設で事故が起きたときに、事故の被害が拡大するのを防止するためにとる水平距離のことだ。また、保安距離が必要となる対象物には高圧ガス施設や特別高圧架空電線などもあるが、これらについてはどちらかの施設で事故が起きたときに、その影響が他方に及ぶことを防止するためなんだ。

後輩: なるほど！

### 保安距離の例



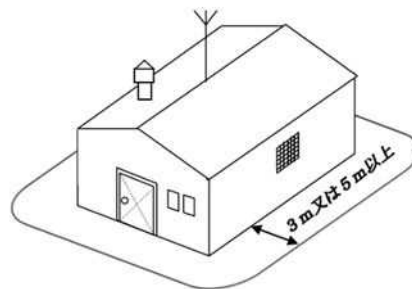
先輩:続いて位置の基準の二つ目の保有空地だ。保有空地は危険物を取り扱う建築物又はその他の  
工作物の周囲に空地を保有しなければならないものだ。どうして分かるかな。

後輩:延焼防止のためですね。

先輩:それもあがるが、消防活動に使用するための空地という意義もある。

後輩:なるほど！

### 保有空地の例



後輩:ほかにはどんな基準がありますか。

先輩:よし、構造及び設備の基準についても説明しよう！

標識及び掲示板だ。危険物施設の所在を周知し、また施設の防火に関し必要な事項を掲示することにより徹底を図るために必要だ。

続いて、建築物には地階を有することはできない。空気より重い可燃性蒸気等が流入し、滞留するのを防止するためだ。

主要構造部は不燃材料としなければならず、窓及び出入口には防火設備が必要だ。また、延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造としなければならず、出入口を設ける場合には、随時開けることができる自動閉鎖式の特定防火設備を設けなければならない。これは、ほかの施設で発生した火災の影響を防ぐとともに、施設内で発生した火災の延焼拡大を防止するためだ。

また、屋根は金属板などの軽量不燃材料でふかなければならない。これは、火災が発生した場合に、建築物内の圧力が急激に上昇するため、上方に放出させることにより、周囲への影響を最小限に止めるためだ。

窓や出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとしなければならない。これは、火災等の災害により、ガラスが飛散することを防止するためだ。

後輩:ちょ、ちょっと待ってください。

先輩:まだまだあるぞ。

液状の危険物を取り扱う建築物の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備が必要だ。危険物が流出したときに、流出範囲を局限化し、回収等の事後措置を容易にするために必要だ。

さらに、採光、照明及び換気の設備も必要だ。事故を防止するために明るい場所で取り扱うことが必要だ。また、換気により、施設内の室温上昇を防ぐことも必要だ。

可燃性の蒸気等が滞留するおそれのある場合は、換気設備とは別に、可燃性蒸気等の排出設備もある。可燃性蒸気等を屋外の高所に排出し、拡散することが目的だ。

指定数量が10倍以上だと避雷設備も必要だ。一定量の危険物を保有している場合に、落雷によ

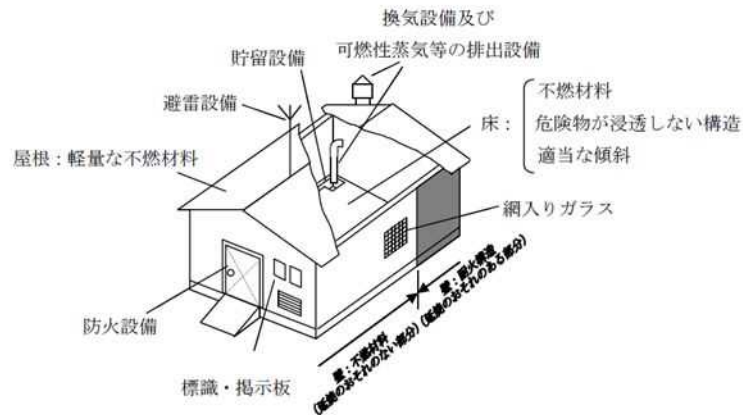
り火災が発生した場合に甚大な被害が出るのを防ぐために定められている。

あとは、危険物を取り扱う設備、配管についての基準もあるな。

後輩:先輩、一気に言われても理解できません。

先輩:そうだな、下に分かりやすく図に示した。今説明した基準以外にもあるが、大まかにはこんなところだ。

### 危険物施設の位置、構造及び設備の例



#### ◆ 危険物施設の部分規制

後輩:先輩、今説明してもらった製造所と一般取扱所の基準について、分からないことがあるんですが。

先輩:なんだ言ってみろ。

後輩:自家発電設備を所有している一般取扱所に査察に行ったことがあるのですが、自家発電設備の部屋が地下にあったんですが。先ほど地階は有することはできないって言いましたよね。これって、基準に合っていないと思うのですが…。

先輩:おっ！いい質問だな。でも、それだけでは基準に合っていないとは言えないな。

後輩:どういうことですか？

先輩:まず、製造所及び一般取扱所の規制の範囲を考えてほしい。建築物内に製造所や一般取扱所を設置するものにあつては、通常、建築物全体を規制範囲として見るんだ。

後輩:はい、それは聞いたことがあります。

先輩:ところが、一般取扱所では建築物の一部のみの規制を認めているんだ。**危政令第19条第2項に、位置、構造及び設備の基準の特例**が定められている。

後輩:本当ですね。「次に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で、前項に掲げる基準の特例を定めることができる。」と記載されています。でも、この特例と「地階を有しないものであること。」という規定にはどういう関係があるんですか？

先輩:この危政令19条第2項の基準の特例を適用するとき、建築物全体を規制対象とした危政令第9条の規定の一部は適用しないということが定められている。

後輩:なるほど！つまり、一般取扱所の部分規制の規定には、「**地階を有しないものであること。**」の規定は適用されないということなんですね。

先輩:そういうことだ。

「地階を有しないものであること。」の規定以外にも適用されない規定が定められているから確認すること！

後輩:はい、分かりました。

先輩:屋内貯蔵所など他の危険物施設にも、このような基準の特例が定められているものがあるが、その説明は次回にしよう。

平成28年  
12月号目次

お問い合わせ先

---

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉る

現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年12月号](#)  
平成28年12月号 調査マンからのメッセージ

## 平成28年12月号 調査マンからのメッセージ

ページ番号207750

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年11月28日



### はじめに

私たちが日頃よく利用している家電製品、自動車等は、技術の進歩とともに新しい製品が続々と作りだされ、日々便利になっています。

しかし、この家電製品や自動車に思わぬ落とし穴がある場合があります。

皆さん「リコール」という言葉を、新聞やテレビなどよく見聞きする機会があると思いますが、多くの方は「自分には関係ない」と無関心ではないでしょうか。

そこで、今回は「リコール」について記載していきたいと思います。

### リコールとは

リコールとは、製品に欠陥があることがわかったときに、法令の規定またはメーカー・販売者の判断で、修理・交換・返金などを行い、製造・販売後の製品の安全を目指す制度のことです。

リコールが行われた製品や車両などには、不具合の内容により、そのまま使用を続けると発熱や発煙が発生し、最悪の場合は火災になるものがあります。

万一、出火した場所の状況や発見の遅れなどにより大きな被害となるおそれがあります。

### 京都市内でリコール対象製品から出火した事例等

次に、WEB京都消防の読者の皆さんにお知らせです。

京都市消防局では、広く市民の方にリコール火災等の危険性をアピールするため、過去に京都市内でリコール対象品から発生した火災等について、京都市消防局ホームページに情報提供しています。

情報提供している内容は下記のとおりです。

- (1) 使用中のカーボンヒーター(株式会社山善 型式CBH-D900)から出火し、製品本体を焼失し、周囲の床等を焼損した火災
- (2) 使用中のホットカーペット(ナショナル 型式DR213)のコントロールパネル内のリレー部品の一部が焼損した火災
- (3) 電気クッキングヒーター(松下電器産業 型式NK-1102等)の器具スイッチのつまみに持っていた物や身体が接触し、意図せずにスイッチが入ったことにより、電気クッキングヒーターの上に置いていた物品が焼失した火災  
※ 電気クッキングヒーターからの火災は、複数のメーカーが販売している1977年から1988年(一部のメーカーは1996年まで)の製品で類似の事案が発生したため、2007年に「小型キッチンユニット用電気こんろ協議会」が設立され、新聞等で謹告が出され、改修に努めています。
- (4) 使用中のガスハンドトーチ(岩谷産業株式会社 型式CB-TC-CPRO3)のガスポンベの接続部から漏れたガスにハンドトーチの火が引火し、周囲の物品を焼失した火災
- (5) 使用中のドラム式洗濯乾燥機(株式会社東芝 型式EWD-D80A)から出火し、製品本体及び周囲の物品を焼失

## た火災

- (6) 使用中の全自動電気洗濯乾燥機(株式会社日立製作所 型式NW-D8AX)から出火し、製品本体の一部を焼損した火災
- (7) ノートパソコン(パナソニック株式会社 型式CF-J10FELDP)から出火し、製品本体を焼失した他、周囲の物品を焼損した火災
- (8) 携帯型オーディオプレーヤー(アップルジャパン株式会社 iPodnano 型式MA005J/A)から出火し、製品本体を焼損した火災
- (9) 使用中の観賞魚用ヒーター(ジェックス株式会社 ICオートヒーター トラスティ300)から出火し、周囲の物品を焼失し、居室の一部も焼損した火災
- (10) テレビドアホン(アイホン株式会社 型式MY-2CD)から出火し、製品本体の一部を焼損した火災
- (11) 停車中の軽乗用車(スズキ株式会社 エブリィ 型式EBD-DA64V)から出火し、同車両の内部の一部を焼失した火災
- (12) 駐車中の普通乗用車(ビー・エム・ダブリュー株式会社 BMWミニクーパーSシリーズ 型式DBA-SV16)から出火し、同車両、カーポート及び周囲の家屋の壁体等焼失、焼損
- ※ この事案は、京都市消防局が原因を究明した結果、リコール対象となりました。
- (13) エアゾール式簡易消火具(ヤマトプロテック株式会社 型式K4423)が破裂し、天井の一部が損壊した破裂事案

**京都市消防局ホームページから京都市で発生したリコール製品を検索**

上記に記載した「京都市内でリコール対象製品から出火した事例等」の詳細な情報については、京都市消防局のホームページ → [安心・安全情報](#) → [火災予防情報](#) → [製品からの火災・事故で検索出来ますので確認してください。](#)

なお、この情報は随時、更新していますので、常に新しい情報を確認してください。

消防局ホームページ トップページ



「安心・安全情報」をクリック



「火災予防情報」をクリック

「製品からの火災・事故」をクリック





京都市で発生したリコール製品が原因の事案が製品本体等の写真付で記載しています。画像をクリックすると詳細を見ることが出来ます。



製造会社、製造・販売期間、リコール・社公表日、事故発生日を記載しています。リコール・社告を公表した事業所又は消費者庁・経済産業省へのリンクを見ることが出来ます。

### リコール情報の収集手段

リコールの情報を入手するには、当局のホームページ以外にも、いくつかの方法があります。

入手手段としましては、インターネットによる検索が最も簡単で有効です。

消費者庁、経済産業省、国土交通省のホームページには、各種製品や自動車等のリコール情報や事故情報が公開されています。

また、多くのメーカーでは、電話で相談用窓口を開設していますので、使用している製品等で不安を感じる場合は、メーカーに直接電話をして確認することも有効です。

- ・ 新聞の記事や広告、折込チラシ、店頭のポスター等に掲載されていることがありますので、自分が使用しているものと似ている場合は、確認しましょう。
- ・ 自動車のように所有者の特定が可能な場合は、メーカーからリコール情報等のダイレクトメールが届く場合がありますので、届いた場合は改修等を受けてください。
- ・ 各製品メーカーのホームページ・相談窓口への電話
- ・ 以下の各ホームページ

消費者庁ホームページ：<http://www.recall.go.jp/> [外部リンク](#)

経済産業省ホームページ：[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/index.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html) [外部リンク](#)

国土交通省ホームページ(自動車)：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html> [外部リンク](#)

製品評価技術基盤機構ホームページ：[http://www.nite.go.jp/jikojohou/recall\\_new/index4.html](http://www.nite.go.jp/jikojohou/recall_new/index4.html) [外部リンク](#)

国民生活センターホームページ：[http://www.kokusen.go.jp/g\\_link/gvosei.html](http://www.kokusen.go.jp/g_link/gvosei.html) [外部リンク](#)

★ 各家庭に設置しています住宅用火災警報器にもリコール製品があります。

住宅用火災警報器のリコール情報を調べるには、京都市消防局ホームページから「トップページ」

→ 「安心・安全情報」 → 「火災予防情報」 → 「住宅用火災警報器について」 → 「住宅用火災警報器のリコール情報」で検索出来ます。

**最後に**

リコール対象製品を知らずに使い続けると、取り返しのつかない事故を引き起こす可能性があります。リコールに気付いた場合はすぐに使用を中止し、メーカーの対策を受けるようにしてください。

私たちの周りで使用している製品は、新しい物でも古い物でも積極的にリコール情報を収集するように努めてください。

平成28年  
12月号目次

**お問い合わせ先**

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

**区役所ホームページ**

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年12月号](#)  
平成28年12月号 わが社の防火防災自慢

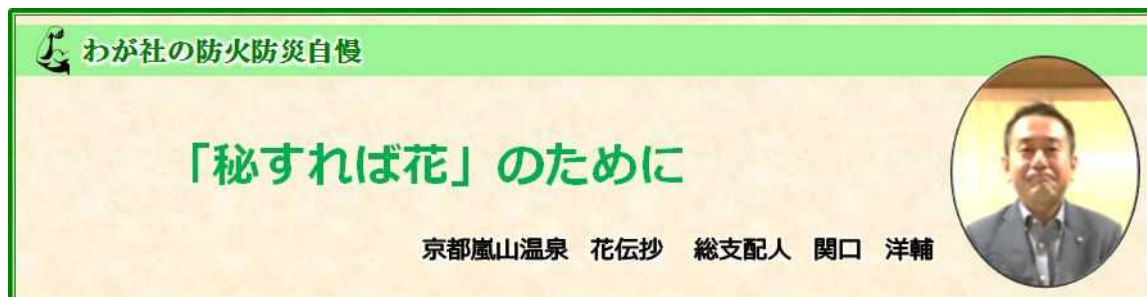
## 平成28年12月号 わが社の防火防災自慢

ページ番号207747

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年12月1日



### ◎施設の紹介

当館は2011年10月15日に嵐山の地で開業し、今年で節目の5周年を迎えさせていただきました。

阪急嵐山駅のすぐ目の前に位置しており、館内や客室など京の風情を基調に工夫を凝らし、お客様にはご滞在中、気兼ねなくゆったりとお寛ぎいただける宿を目指し、従業員一同日々精進しております。

館内には天然「嵐山温泉」を使用した大湯屋と京都では珍しい5種類の無料貸切風呂をご用意しており、また日帰り温泉施設「風風の湯」を併せるとバリエーション豊かな湯巡りをお楽しみいただいております。

### ◎防火・防災への取組

当館では定期的に社員の救急救命講習の受講を奨励し、最低でも一回は受講するように時間を設けております。館内においては実際の火災を想定した消防訓練を行っております。特に深夜火災の想定に重点を置き、深夜勤務者には基本となる防災機器の操作から、お客様の避難誘導訓練など繰り返し時間を掛けて行っております。そのことで誤報・誤作動であっても、冷静に速やかに対処出来ることを目指しております。

また催される消防署主体の活動等へは出来る限り、一人でも多く訓練同様に繰り返し参加し経験を積み、「誰かがやる」ではなく「誰もが行う」というように意識を高め、各々が設置されている防災・消火器具などをいつでも適切に取り扱えるレベルまで到達できるように取り組んでおります。

しかし、全ては西京消防署のご指導とご助力あつてのことであり、消防署の方にご参加いただける訓練時にはプロフェッショナルの視点からの的確なアドバイスをいただき、従業員への防火に対する啓蒙活動にもお時間を割いていただくなど、私どもの成長も支えていただいております。

この場をお借りして、日頃の活動に対する感謝を申し上げます。

### ◎今後の目標

私ども宿泊業にはご宿泊されるお客様の生命と財産を守るという、一つの大きな使命もございます。そのためには現在行っていることを新しい仲間となる社員へ途切らずことなく引き継いで行くこと。当然、お客様が意識することなく「安心・安全」を継続してご提供できるよう日々努めること。また世界各地よりお越しになられる方々にも、京都の嵐山という場所が素晴らしい魅力ある観光地の一つとして認識され続けるよう、周囲の施設様との連携をさらに深め、微力ながらもお役に立てる施設となれることを全従業員と共に目指し進んでまいりたいと考えております。



京都嵐山温泉花伝抄



自衛消防訓練の様子

平成28年  
12月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課  
電話:075-682-0119  
ファックス:075-671-1195

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年12月号](#)  
平成28年12月号 担当区ぐグット紹介

## 平成28年12月号 担当区ぐグット紹介

ページ番号207748

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年11月28日



### ◆学区の紹介◆

上賀茂学区は、東は深泥ヶ池、南は植物園、西は賀茂川と、豊かな自然に恵まれ、世界文化遺産の上賀茂神社、明神川の社家町、大田神社などがあり、シーズン中は、多くの観光客で賑わいます。京野菜すぐきの発祥の地としても有名で、現在でもすぐきを発酵させる「すぐき室」がたくさん点在しています。

町全体は静ひつで暮らしよく、消防分団員をはじめ住民がこよなく町を愛しており、年2回、学区を挙げての一斉清掃を実施するなど、この町並みを「守っていきたい」との思いが強く感じられる学区です。

### ◆自主防災会の紹介◆

上賀茂学区自主防災会は42の自主防災部からなる組織で、会長を筆頭に10名の役員で運営されています。今年度は、役員の中に元消防職員の方が加わられ、経験を活かして率先して訓練等に取り組んでいただくなど、地域の防災力向上に貢献されています。

本年9月には、自主防災会等が中心となって「上賀茂学区防火・防災コンサート」を開催しました。このコンサートは、学区民に防火・防災に関心を持ってもらい、火災を減らすために、上賀茂小学校に消防音楽隊を招き実施したものです。当日は、多くの方が参加され、学区民の防火・防災力の向上につながりました。



上賀茂学区防火・防災コンサート



北区総合防災訓練

### ◆消防分団の紹介◆

上賀茂分団は、総勢31名と大所帯の分団です(平成28年4月1日現在)。分団は若い団員を中心に活気あふれる活動を行っています。分団員のほとんどが農家ということもあり、学区民とのふれあいも多く、それを生かして地域に密着した防火啓発活動を行っています。上賀茂学区には、すぐき農家が多いことから、特にすぐき室所有世帯には熱を入れて防火指導を行っています。

また、日頃の訓練の成果を披露する消防団総合査閲では、上位入賞を目指して団員一丸となって訓練に取り組んでいます。本年10月に実施した北区総合防災訓練では、小型動力ポンプを使用した実放水訓練を実施しました。日頃の訓練の成果を存分に発揮し、来年度の査閲に向け良い経験ができた訓練となりました。

近年、消防団員の減少及び高齢化が問題になっていますが、上賀茂分団は、若さと団結力で活動し、今後も上賀茂学区の安心・安全のため、地域に密着し活気にあふれた活動を目指している分団です。



消防分団の活動  
(小型動力ポンプを活用した実放水訓練)

### ◆おわりに◆

上賀茂学区内には、上賀茂神社、太田神社等の社寺仏閣や伝統的建造物群保存地区等の歴史的価値のある建物が数多くあります。

火災が起きた場合、人命だけでなく、貴重な文化財等が失われてしまう可能性があります。そのため、地域全体で貴重な文化財等を守らなければならない、との思いが非常に強いです。

このような特徴を持つ学区であり、各団体が一致団結して防火・防災に力を入れています。災害時には、消防分団や自主防災会の垣根を越えて「上賀茂学区民」として一丸となって、災害から上賀茂学区を守っていく決意です。

平成28年  
12月号目次

### お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課  
電話:075-682-0119  
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年12月号](#) 平成28年12月号 ザ☆消防

## 平成28年12月号 ザ☆消防

ページ番号207749

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

ツイート

シェア

2016年11月28日



### はじめに

表題は私が大切にしている言葉です。私は拝命当初から不出来な隊員でした。そんな私が今日まで何とかやってこられたのは、素晴らしい先輩方に出会えたお陰です。数ある中から、特に感銘を受けた先輩方との出会いを紹介させていただきます。

### N消防署にて

私が理想的な消防士と仰ぐT士長が異動してきたのは、拝命から1年が経った10月でした。厳しく怖いという前評判とは裏腹に、優しいはずら好きの楽しい先輩でした。ここでは書ききれない数々のいたずらや、面白おかしい話をいつもしてくれたおかげで、毎日が楽しく仕事を嫌だと思ったことは一度もありませんでした。職場全体がとても良い雰囲気になり、消防署にはT士長のような人が必要だなあと心底思いました。そしてT士長は現場が滅法出来る人でした。私はどうしても傍で勤務がしたくて、T士長が代勤の際に「一緒に行かせてくれ」と無茶なお願いをし、上司を困らせたこともありました。T士長は「こんな消防士になりたい」という理想の消防士像を示してくれました。

### M出張所にて

私の永遠の隊長であるT係長に出会ったのは拝命から3年が経った頃でした。私は現場でも訓練でも毎日怒られました。半年で見切りをつけられても仕方ない出来でしたが、T係長は辛抱強く私を使ってくれました。本当に感謝しています。反対に現場では即断即決でした。救出方法の選択や隊員への指示がとにかく速く簡潔です。要救助者を如何に早く速く救出するかを一番に考えていたように思います。一例を挙げるとこんな現場がありました。ある有名な橋の下の中州に要救助者が倒れていました。橋の中央付近に車両を停車させ、橋下の要救助者を確認したT係長は即座に「懸垂降下で一人降りろ。」と指示し素早く設定し始めます。高さは7メートル強程、副隊長が三連梯子の逆伸梯や橋詰めから回り込むルートを提案すると「遅い。これが一番速い。」と一蹴でした。そして私が懸垂降下し要救助者に接触している間に逆伸梯を行い、三連梯子を活用して橋上へ救出しました。私は副長の提案は妥当だと思いましたが、瞬時に懸垂降下を選択したT係長に速さへの強い思いを感じました。T係長とはK出張所でも勤務させていただき、災害現場活動に係るあらゆることを学ばせていただきました。

### H消防署にて

拝命から9年が経った頃、最強の上司であるS課長と一緒に勤務しました。S課長は一言で表現すれば「親分」です。やるべきことさえしていれば好きにしてええ、という懐の深さと、任せるからやってみろと責任を与える度量を持っていたので、伸び伸びと、やり甲斐を持って訓練や現場活動に打ち込みました。しかし、任された防災訓練で失敗したり、火災で延焼を食い止めることが出来なかったり、信頼に応えることが出来ず悔しい思いをしたことも度々ありました。さらにS課長は人一倍現場への熱い思いを持っていました。当時、後数年で退職を迎えるS課長は、自分の経験や知識、思いを懸命に後輩へ伝えようとしていました。消防という仕事への情熱や誇りに裏付けられた教養や言葉は、消えることのない炎を私に灯してくれました。私も引き継いだ思いを次の世代に伝えるべく、情熱と誇りを持って仕事をしたいと思っています。

### おわりに

他にも数えきれない良い出会いがありました。近頃は後輩の方々からも学ばせていただき、良い出会いだなあと感謝しています。そして、今度は私自身が誰かにとっての良い出会いになれるよう精進し、消防人生を全うしようと思っています。



平成28年  
12月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課  
電話:075-682-0119  
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる



## 平成28年12月号 あの日の頃

ページ番号207753

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年11月28日

## あの日の頃

## 春夏秋冬



下京消防署 尾野 清香

## 春

転機、消防学校の桜が咲き乱れた春

私が、消防に入ったときは、オイルショックで日本中がトイレットペーパーや洗剤など、ほとんどの物資の買い占め騒動が起こっていました。

のんびり鹿児島島の指宿で生まれ育った私も就職する年頃になりました。

当時は、鹿児島や熊本でも採用試験があり、九州人が京都市消防局に大量に採用されました。

民間企業の給料が高くて、公務員の安月給と言われ、公務員の人気がなかった時代です。

高倍率で狭き門、優秀な人材が入っている今と、大きく変わりました。

私は、大阪市消防局と京都市消防局に合格し、迷った末に、国際文化都市で観光客なら誰もが知る京都が良いと思い京都市消防局を選びました。

桜の花が咲き乱れる昭和50年4月入校、鬼のように恐ろしい教官だらけの消防学校に、京都府下の委託生と共に、75人が昼夜を問わずしごかれまくりました。

当時は4箇月で卒業できました。

## 夏

うだるような京都の熱い夏

8月には全員が各署に配属されました。私は伏見本署、出張所と勤務し、愛情と厳しさいっぱいの上司と先輩にいろいろ教わり少しずつ成長していきました。

昔は、同じ釜の飯を食うのが当たり前で、食材料の買い出しと晩ご飯作りは新米の大事な仕事でした。

消防人は、家庭でも奥さんより上手にご飯作りができる方が多いのです。

若者たちへ、ご飯作りが上手というだけで合コンに行っても女の子に重宝され、もてたのです。これは本当の話です。

昔の夫婦は、主と従でしたが？今では良きパートナーが当たり前の時代なのですね！

夏の火災と言えば、出張所で勤務中、夜中にどでかい染色工場火災があり最先着隊で到着すると、とてつもなく大きな炎と火の粉が舞い上がっていました。水利部署後、1線高圧放水するもあまりにも火勢が強く、放水する水が蒸発してしまい全く勢いは衰えません。輻射熱があまりにも熱く、後方の遮蔽物まで退却し再度放水を続けました。後着隊の応援でやっと消火することができました。

## 秋

秋と言えば収穫と台風の季節

上京消防署に勤務中のことでした。

大型台風がやって来て京都も暴風雨になっていました。

夜の教養時間が終わるとすぐに出動指令が鳴り響き、現場に向かいながら、こんな日にまさか燃えてはいないだろうと思いつつ現場到着すると、3階建ての大きな医院の2階が全面燃焼中で窓から炎が吹き出し、3階に延焼拡大中でした。

大きな炎と濃煙と多量の雑品に苦労しながら消火しました。

台風の時でも炎上火災はある。油断したらあかんと学習しました。

## 冬

京都の冬は底冷え、体の芯まで冷える。

南本署で勤務中には何回もアパート火災に出動しました。今なら1室の焼失で済んでいますが、当時は現着すると木造2階建てのアパート1棟が全面燃焼中という火災がよくあり、残念なことに焼死者も多く発生しました。

その後、延焼拡大防止措置として界壁が設けられ、大火はなくなりました。

昔は、炎上火災も多く、鎮火が入らないうちに、別件の出動指令で転戦、濡れたホースを急いで巻直し、次の現場で放水したこともありました。

## 日日是好日

消防隊30年、救急隊12年、警備畑一筋、これまで5,000回を超える緊急出動の中を無事故運転でこれました。

消防生活42年は、あっという間に過ぎました。たくさんの方と接し、励ましと応援をいただき本当に心から感謝しております。

75期生は、消防学校を卒業後、今までに殉職された太田さんを含め8人の同期生の方が亡くなりました(合掌)。

最後に後輩の皆様へ一言、消防は人様の命を守るとても尊い仕事です。

くれぐれも皆様お体を大切に消防人生に邁進してください(感謝)。



いつかの出初式にて  
▲中央の弁慶が筆者



平成27年下京消防署の仲間と  
▲3列目中央が筆者

平成28年  
12月号目次

### お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる